

## 「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算の取扱いについて

1. 「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算は以下の通りとする。

- (1) 審査基準日(決算日)の前日を起算日とする。
- (2) 起算日の6ヶ月前の月の応当日の翌日を6ヶ月前とする。ただし、応当日が存在しない場合には翌月の初日を6ヶ月前とする。
- (3) 6ヶ月前の前日を6ヶ月と1日前とする。

2. 審査基準日(決算日)から6ヶ月と1日前以前から恒常的な雇用関係のある技術者を評価対象とする。代表的な審査基準日等での各該当日は下記の通り。

### 記

(平成24年経審対応版)

審査基準日(決算日)	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
平成23年 7月31日	平成23年 7月30日	平成23年 1月31日	平成23年 1月30日
平成23年 8月31日	平成23年 8月30日	平成23年 3月 1日	平成23年 2月28日
平成23年 9月30日	平成23年 9月29日	平成23年 3月30日	平成23年 3月29日
平成23年10月31日	平成23年10月30日	平成23年 5月 1日	平成23年 4月30日
平成23年11月30日	平成23年11月29日	平成23年 5月30日	平成23年 5月29日
平成23年12月31日	平成23年12月30日	平成23年 7月 1日	平成23年 6月30日
平成24年 1月31日	平成24年 1月30日	平成23年 7月31日	平成23年 7月30日
平成24年 2月29日	平成24年 2月28日	平成23年 8月29日	平成23年 8月28日
平成24年 3月31日	平成24年 3月30日	平成23年10月 1日	平成23年 9月30日
平成24年 4月30日	平成24年 4月29日	平成23年10月30日	平成23年10月29日
平成24年 5月31日	平成24年 5月30日	平成23年12月 1日	平成23年11月30日
平成24年 6月30日	平成24年 6月29日	平成23年12月30日	平成23年12月29日
平成24年 4月 1日	平成24年 3月31日	平成23年10月 1日	平成23年 9月30日
平成24年10月 1日	平成24年 9月30日	平成24年 3月31日	平成24年 3月30日
平成24年 6月15日	平成24年 6月14日	平成23年12月15日	平成23年12月14日

#### 【問い合わせ先】

長崎県土木部監理課 建設業指導班  
TEL 095-894-3015